

●香川県告示第155号

平成22年香川県告示第138号（平成19年香川県告示第513号（港湾施設（小型船舶用泊地）の供用開始）の一部改正）の一部を次のように訂正する。

平成22年4月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表中「上所けい船岸前泊地」を「上所南護岸前泊地」に訂正する。